

特別養護老人ホーム和光苑

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(大阪府指定 第 2771900244 号)

当施設はご入所者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	1
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について).....	9
7. 身元引受人について.....	10
8. 残置物引取人について.....	11
9. 苦情の受付について.....	11
10. 個人情報使用の同意について.....	11
11. 身体拘束の制限について.....	12
12. 事故発生時の対応について.....	12
13. 虐待の防止について.....	12

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 慶生会
- (2) 法人所在地 大阪府大阪市生野区巽東 4 丁目 11 番 10 号
- (3) 電話番号 06-6758-0088
- (4) 代表者氏名 理事長 永井正史
- (5) 設立年月 昭和 61 年 4 月 12 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設(平成 12 年 3 月 15 日指定)
大阪府第 2771900244 号
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご入所者(入所者)がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご入所者に、日常生活を営むために必要な居室

及び共用施設などをご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

- (3)施設の名称 特別養護老人ホーム 和光苑
(4)施設の所在地 大阪府大東市野崎3丁目12番1号
(5)電話番号 072-877-8800
(6)施設長(管理者)氏名 杉山 幸
(7)当施設の運営方針 法人の綱領である「和敬・愛語・感謝」を精神的支柱として、人と和を重んじ人間の良き関係を求めて、社会福祉事業に邁進し役割を果たす。地域においては、他施設や保健・医療機関など関連施設との連携を強化し、その中心的役割を担い、地域福祉の向上に努める。
(8)開設年月 昭和61年10月1日
(9)入所定員 80人

3. 居室の概要

(1)居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

入所される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。

(但し、ご入所者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	13室	従来型個室
2人部屋	2室	多床室
3人部屋	1室	多床室
4人部屋	20室	多床室
合計	36室	
食堂	3室	
機能訓練室	1室	肋木・階段・平行棒・マット等
浴室	2室	機械浴・特別浴槽・シャワー浴槽
医務室	1室	歯科治療設備

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の選択権

ご入所者及び身元引受人から、居室の選択希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。

しかし、施設の都合(感染症等)で一人部屋を使用して頂く場合は、30日間に限り従来型個室料金を徴収せず、多床室料金の徴収とさせていただきます。

☆居室に関する特記事項

- 1 人部屋(従来型個室)には、洗面所が設置されています。
- 2 人部屋には、トイレ・洗面所があります。
- 4 人部屋Aは、トイレ・洗面所及び収納設備があり、季節外の衣類などを収納していただけます。
- 4 人部屋Bは、付属の設備はありませんが身体状況上トイレを使用できない方々のため
のより広いスペースを確保しています。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご入所者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	現員 (常勤換算)	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員	43名	31名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	5名以上	3名
5. 機能訓練指導員	2名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 管理栄養士	2名	1名
8. 医師	1名	1名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月・金・土曜日 2時間
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝: 7:30~16:00 4名 日中: 9:00~17:30 4名 遅出: 11:30~20:00 4名 夜間: 17:00~翌 10:00 5名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝~日中 9:00~18:00 3名~4名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご入所者に対して提供するサービスについて、以下場合があります。

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご入所者に負担いただく場合 |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第 3 条参照)

以下のサービスについては、利用料金の 9 割(8 割・7 割)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事(食費については別途ご負担いただきます)

- ・ 当施設では、管理栄養士の立てる栄養ケアマネジメントにより、栄養並びにご入所者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご入所者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食 7:30~8:30 昼食 12:00~13:00

夕食 18:00~19:00

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を週 2 回行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご入所者の身体能力を最大限活用した上で援助を行います。

④個別機能回復訓練

- ・ 機能訓練指導員により、寝返りや起き上がり、歩くといった基本的動作能力の回復や維持、及び障害の悪化を予防するような、個別に機能回復に係わる計画を立案します。
- ・ ケアプランに盛り込み、ご入所者の体調にあわせながら日常の生活に訓練内容を取り入れ実施します。

⑤健康管理

- ・ 医師もしくは看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活を送るため、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑦重度化への対応

- ・ 看護職員により、医療機関との連携のもと、入所者の方に対して 24 時間連絡体制を確保しており、必要に応じた健康上の管理を行えるよう整えています。

⑧看取り介護

- ・「看取りの関する指針」を作成し、ご入所者、またご家族の意向に合った看取りを実施致します。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第4条)

以下のサービスは、利用料金の全額がご入所者の負担となります。

<サービスの概要>

①食費

・食事の提供に要する食材料費、調理費相当分をご負担いただきます。

その他ご入所者及び身元引受人のご希望に基づいて特別な食事(酒を含みます)を提供する場合は、提供に要した費用の実費をご負担いただきます。

②居住費

多床室については光熱水費、個室については個室料と光熱水費相当分をご負担いただきます。

③理髪・美容

原則、1ヶ月に1回、美容師・理容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

※理髪・美容の料金については利用の都度、理美容師にお支払いいただきます。

④教養娯楽費(行事、クラブ活動、レクリエーション等)

施設がサービスの一環として実施する行事やクラブ・レクリエーション活動における材料費等をご負担いただきます。

レクリエーションやクラブ活動、行事に参加していただくことができます。

1)クラブ活動、レクリエーション

書道、音楽、運動、美術、園芸等

2) 主な行事予定

	行事(例)	備考
1月	1日 — お正月(おせち料理をいただき、新年をお祝いします。 初詣 — 四條畷神社へお参りします。	
2月	3日 — 節分(施設内で豆まきを行います。)	
4月	上旬 — お花見 施設近郊へ花見に出かけ、春の陽光を浴び、心身双方の健康作りに努めます。	
5月	野外活動 — 積極的に野外に出かける機会をつくります。	参加者は実費負担
6月	お茶会 — 地域の保育園児との交流を兼ねて催します。	
7月	七夕 — 昔から親しんできた風習を体感します。 地域の保育園児との交流をはかります。	
8月	納涼祭 — 地域・家族の人たちと楽しめます。	
9月	敬老会 — 敬老月間・地域との交流(文化祭と同日)	
10月	運動会 — 体を動かし、活気ある生活を楽しみます。	
11月	野外活動 — 紅葉風景を楽しめる場所へでかけます。	参加者は実費負担
12月	クリスマス会 — 季節感をあじわいます。 お餅つき — 新年を迎える準備をします。	

但し、時候により変更されることがあります。

⑤日常生活品費

ご入所者の日常生活に最低限必要と考えられる物品(ご入居者個人の日用品)の費用をご負担していただきます。※下記参照

シャンプー、リンス、歯ブラシ、石鹸、タオル、バスタオル、おしぼり、ティッシュ、トイレトーパー等

⑥電気代

居室でTV・冷蔵庫をご使用される場合はそれぞれの電気代をご負担いただきます。

⑦特別に提供する日用品実費

特に希望された日常生活品の購入代金等ご入所者の日常生活に要する費用でご入所者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑧契約書第 19 条に定める所定の料金

ご入所者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金(一日あたり)は以下の通りです。介護保険給付の対象外となるため、原則として利用料金の全額をお支払い頂くことになります。

ご入所者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合において、受入先が見つかるまでの間はご利用いただけますが、介護保険給付対象外となりますので、ご利用料金を全額ご負担頂きます。

⑨貴重品管理費

- お預かりする物:印鑑、介護保険証類(負担割合証等)、医療保険証類(障害者医療証等)
- 保管管理者:事務長、施設チーフ

※印鑑、保険証類の管理費として、1,300 円 ご負担いただきます。

(3) サービス利用料金(1日あたり)(契約書第 5 条参照)

別添えの料金表によって、ご入所者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食費、居住費に係る自己負担額及びご入所者及び身元引受人のご希望によりご利用されたサービスにかかる費用の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご入所者の要介護度に応じて異なります。)

(4) 利用料金のお支払い方法(契約書第 5 条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、事業者の指定するお支払方法にて支払いをお願いします。(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

(5) 入所中の医療の提供について(緊急を要する場合)

併設診療所にて対応できない疾病については、主に下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

(但し、医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関名称	東成病院(内科、外科、皮膚科、肛門科)
所在地	大阪市東成区大今里西2丁目7番17号 電話番号:06-6981-2508
医療機関名称	大東中央病院(内科、外科、整形外科、脳神経外科)
所在地	大東市大野2丁目1番11号 電話番号:072-870-0200
医療機関名称	蒼生病院(内科、整形外科、外科、泌尿器科、歯科口腔外科等)
所在地	大阪府門真市大字横地596番地 電話番号:072-885-1711

② 歯科医療機関(和光苑内診療)

医療機関名称	タナベ歯科
所在地	寝屋川市東大和町14番5号 電話番号:072-827-1515

③ 眼科医療機関

医療機関名称	井上眼科
所在地	大東市氷野1丁目8番26号 井上ビル 電話番号:072-806-7566

④ 皮膚科医療機関

医療機関名称	谷村皮膚科
所在地	大阪市寝屋川市香南之町20-8

6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご入所者に退所していただくことになります。

(契約書第 13 条参照)

- ① 要介護認定によりご入所者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
(但し、ご入所者が平成 12 年 3 月 31 日以前からホームに入所している場合、
本号は、平成 21 年 3 月 31 日までは適用されません。)
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご入所者及び身元引受人から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) 入所者からの退所の申し出<中途解約・契約解除>(契約書第 14 条、第 15 条参照)

契約の有効期間であっても、ご入所者から退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに退所届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
(契約書第 6 条 3 項参照)
- ② ご入所者が入院された場合(契約書第 16 条 4 項参照)
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合(契約書第 15 条参照)
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合(契約書第 15 条参照)
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合(契約書第 15 条参照)
- ⑥ 他のご入所者がご入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合(契約書第 15 条参照)

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合<契約解除>(契約書第 16 条)以下の事項に

該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご入所者もしくはご契約者が、契約締結時にご入所者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご入所者もしくはご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご入所者もしくはご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご入所者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、あるいは精神的な苦痛を与える行為又は著しい不信行為、過度なサービスの要求等によって、本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
- ④ ご入所者が連続して 8 日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご入所者が介護老人保健施設に入所もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(3)ご入所者が病院等に入院された場合の対応について* (契約書第 18 条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

②3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(4)円滑な退所のための援助(契約書第 17 条参照)

ご入所者が当施設を退所する場合には、ご入所者及び身元引受人の希望により、事業者はご入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人について(契約書第 22 条参照)

契約締結にあたり、身元引受人の選定をお願い致します。

身元引受人は、本契約に基づく入所者の事業者に対する一切の責務につき、ご入所者と連帯してその履行の責任を負います。

身元引受人は、そのほか次の責任を負います。

- ・ ご入所者が疾病等により医療機関に入院する場合に、ご入所者と協力し、入院申込、費用負担等の手続きをする。
- ・ 契約が終了した場合に、事業者及びご入所者と協力して、ご入所者の状態に応じた受入先を確保する。
- ・ ご入所者が死亡した場合に、遺体及び残置物の引取りなど、必要な処理を行う。

8. 残置物取引人について(契約書第 20 条参照)

入所契約が終了した後、当施設に残されたご入所者の所持品(残置物)をご入所者自身または身元引受人が引き取れない場合には、ご本人または身元引受人に代わって、「残置物取引人」を定めていただきます。

当施設は、残置物取引人に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご入所者又は残置物取引人にご負担いただきます。

(残置物処分料金 1,000 円)

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

9. 苦情の受付について(契約書第 24 条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、苦情受付担当者(施設長 杉山 幸)までお申し付けください。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大東市福祉保健部介護保険課	所在地	大東市谷川 1 丁目 1 番 1 号
	電話番号	072-872-2181
	FAX 番号	072-872-8080
	受付時間	9:00~17:00
国民健康保険団体連合会	所在地	大阪市中央区常磐町 1 丁目 3 番 8 号 中央大通 FNビル内
	電話番号	06-6949-5417
	受付時間	9:00~17:00
大阪府福祉部高齢介護室	所在地	大阪市中央区大手前 2 丁目 1 番 22 号
	電話番号	06-6944-7203
	FAX 番号	06-6944-6670
	受付時間	9:00~18:00

10. 個人情報使用の同意について

- (1) 事業者が介護保険法に関する法令に基づき施設介護サービスを円滑に実施するため、介護サービス計画書作成、サービス担当者会議などにおいて他のサービス事業者と情報の共有が必要な場合に使用する。
- (2) 個人情報の共有は、一に記載する目的の範囲内で、必要最小限度に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏らさないように細心の注意を払う。
- (3) 使用する期間 入所日より契約終了まで。

11. 身体拘束の制限について

- (1) 基本的に身体拘束はしないが、次にあげる3点をすべて満たしている場合は緊急やむを得ず、身元引受人の了承を得たうえで、最小限度の身体拘束を行うこともあります。
 - ① 本人又は他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
 - ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない場合。
 - ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である場合。
- (2) 実施時には身元引受人に説明し同意を受ける。
- (3) 3ヶ月に一度見直しを図り、削減に努める。

12. 事故発生時の対応について

- (1) 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入所者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。
- (2) 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。
- (3) 事故発生の防止のための委員会を設置し指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年2回以上）に施設内職員研修を実施することとします。

13. 虐待の防止について

当施設は、入所者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 施設長 杉山 幸
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待等に関する苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

14. 非常災害対策について

(1) 防災時の対応

別に定める特別養護老人ホーム和光苑の消防計画に基づき、迅速に対応致します。

(2) 防災設備

消化設備、自動火災通報装置、防排煙設備、火災通報設備、避難器具設備、誘導灯設備、スプリンクラー設備等を設置

(3) 避難訓練

毎年2回実施(うち1回については夜間検証を行います。)

(4) 防火責任者

施設長 杉山 幸、防火管理者 田中 慈大

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1)建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階建 一部4階建

(2)建物の延べ床面積 1803.03㎡

(3)併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護] 平成12年3月15日指定 2771900244号 定員20名

[通所介護] 平成12年3月15日指定 2771900228号 定員40名

(4)施設の周辺環境 日当たり良好、自然豊かで閑静な住宅地

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

施設長

施設の運営・管理を行います。

介護職員

ご入所者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員

ご入所者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員

主にご入所者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護等も行います。

介護支援専門員

ご入所者に係る施設サービス計画を作成します。

管理栄養士

ご入所者に係る栄養ケア計画を作成します。

機能訓練指導員

ご入所者の寝返りや起き上がり、歩くといった基本的動作能力の回復や維持、及び障害の悪化を予防するような療法を行います。

医師

ご入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

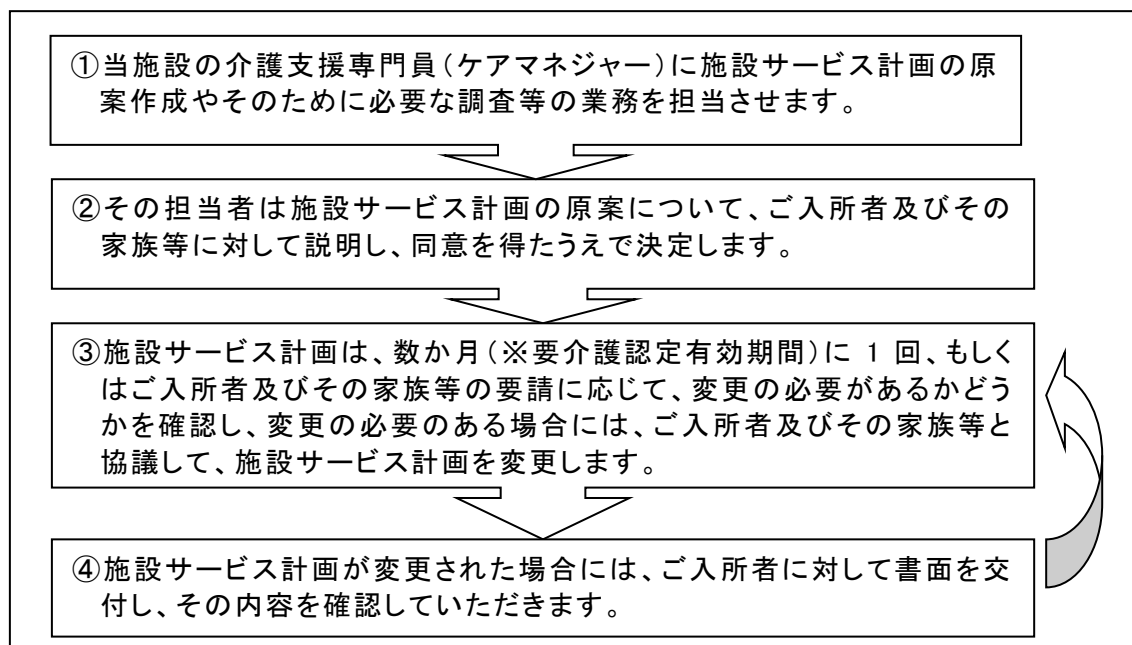
内科・歯科・精神科の定期的な診療が受けられます。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご入所者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。

(契約書第 2 条参照)



4. サービス提供における事業者の義務(契約書第 7 条、第 8 条参照)

当施設は、ご入所者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご入所者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご入所者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご入所者から聴取、確認します。
- ③ ご入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご入所者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、ご入所者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご入所者又は他のご入所者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご入所者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
- ⑦ ご入所者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご入所者の心身等の情報を提供します。
- ⑧ ご入所者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご入所者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご入所者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

刃物、ライター、マッチ、危険な洗剤、大型テレビ、イヤホン不可のラジオ
大型オーディオプレイヤー、大型冷蔵庫、大型タンス、仏壇、高額なもの等

(2) 面会

面会時間 9:00～17:30

※来苑者の入退館は必ず正面玄関をご利用下さい。

※来苑者は、必ずその都度、面会簿にご記入下さい。

※防犯面も兼ね、面会時間は 9:00～17:30 とさせていただいておりますのでご協力下さい。

(但し緊急時は除く)

※なお、来苑される場合、ナマモノなどの食品や、上記の持ち込みの制限がある物に関しては制限させていただきます。生活相談員または事務所へご相談下さい。

(3) 外出・外泊(契約書第 23 条参照)

外出泊は可能です。外出、外泊をされる場合は、外出の 3 日前までにお申し出いただき、所定の用紙にご記入ください。外泊のため、お食事が不要になる日、その旨お申し出下さい。

重要事項説明書 5(1)に定める「食事に係る自己負担額(平成 17 年 10 月以降は全額自己負担)」は支払い不要になります。

(4) 施設・設備の使用上の注意(契約書第 9 条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご入所者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご入所者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。入所者の金銭トラブルに関しては施設では責任を負えません。

(5) 喫煙

防火管理上、施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(6) 電話

携帯電話もご利用もいただけます。但し、購入、支払い等は自己負担とし、使用範囲の制限があります。詳しくは事務所までお問い合わせ下さい。

6. 損害賠償について(契約書第 10 条、第 11 条参照)

当施設において、事業者の責任によりご入所者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご入所者に故意又は過失が認められる場合には、ご入所者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

<参照> 契約書第 11 条 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 入所者が、契約締結時にご入所者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 入所者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 ご入所者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 ご入所者及び入所者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

サービス料金表(多床室) <1割負担の方>

令和7年1月1日以降にご入所の方 (1単位:10.68円計算)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス単位	681	751	824	894	963
総額(円)	7,273	8,021	8,854	9,548	10,285
介護保険給付額(円)	6,546	7,219	7,969	8,593	9,257
自己負担額(円)	727	802	885	955	1,028

サービス料金表(多床室) <2割負担の方>

令和7年1月1日以降にご入所の方 (1単位:10.68円計算)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス単位	681	751	824	894	963
総額(円)	7,273	8,021	8,854	9,548	10,285
介護保険給付額(円)	5,819	6,417	7,084	7,638	8,229
自己負担額(円)	1,454	1,604	1,770	1,910	2,056

サービス料金表(従来型個室) <1割負担の方>

令和7年1月1日以降にご入所の方 (1単位:10.68円計算)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス単位	681	751	824	894	963
総額(円)	7,273	8,021	8,854	9,548	10,285
介護保険給付額(円)	6,546	7,219	7,969	8,593	9,257
自己負担額(円)	727	802	885	955	1,028

サービス料金表(従来型個室) <2割負担の方>

令和7年1月1日以降にご入所の方 (1単位:10.68円計算)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス単位	681	751	824	894	963
総額(円)	7,273	8,021	8,854	9,548	10,285
介護保険給付額(円)	5,819	6,417	7,084	7,638	8,229
自己負担額(円)	1,454	1,604	1,770	1,910	2,056

※上記サービス単位には、看護体制加算Ⅰ4単位、看護体制加算Ⅱ8単位、日常生活継続支援加算36単位、精神科加算5単位、個別機能訓練加算12単位夜勤職員配置加算Ⅲ16単位を含んでいます。

下記については、別途費用が掛かります。

※介護職員等処遇改善加算Ⅰ(1ヵ月の総単位数の14.0%)、

※生活機能向上連携加算100単位、個別機能訓練加算Ⅱ20単位

科学的介護推進加算50単位、自立支援促進加算280単位、ADL維持加算Ⅱ60単位、

協力医療機関連携加算100単位、高齢者等感染対策向上加算Ⅱ5単位

生産性向上推進体制加算Ⅱ10単位

その他個別で算定させて頂く加算

加算名	単位数	自己負担
経口維持加算(Ⅰ)	400 単位/月	約 428 円
経口維持加算(Ⅱ)	100 単位/月	約 107 円
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ・Ⅱ)	16 単位/月	約 17 円
排泄支援加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)	45 単位/月	約 48 円
自立支援促進加算	280 単位/月	約 299 円
配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間)	650 単位/回	約 694 円
配置医師緊急時対応加算 (深夜)	1300 単位/回	約 1,388 円
配置医師緊急時対応加算 (通常の勤務時間外の場合)	325 単位/回	約 347 円
看取り介護加算(Ⅱ) 死亡日 31 日前～45 日前	72 単位/日	約 77 円
看取り介護加算(Ⅱ) 死亡日 30 日前～4 日前	144 単位/日	約 154 円
看取り介護加算(Ⅱ) 死亡日前々日・前日	780 単位/日	約 833 円
看取り介護加算(Ⅱ) 死亡日	1580 単位/日	約 1,687 円

※上記以外にも、個別で算定させて頂く加算もございます。

居住費・食費

食費 1日 1,500 円 居住費 1日 (多床室) 915 円 (個室) 1,231 円

※食費、居住費について、介護保険法施行規則第 83 条の 6 又は同規則第 172 条の 2 の規定により、介護保険負担限度額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額又は特定負担限度額とします。

その他

理髪・美容	※料金表に記載	(1ヶ月に1回) ※利用の都度、美容師にお支払い下さい。
教養娯楽費	30 円	(1 日)
貴重品管理	1,300 円	(1 か月)
日常生活品費	50 円	(1 日)
電気代	TV 40 円 冷蔵庫 40 円 TV・冷蔵庫 80 円	(1 日) 居室でTV・冷蔵庫をご使用の方
在苑証明書発行費用	300 円	(随時)
生計同一証明書発行費用	300 円	(随時)
死亡診断書作成費用	3,000 円	(和光苑にて作成時のみ)
残置物処分費用	1,000 円	(退所時)

※施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、規定する利用料を変更することができます。

また利用料を変更する場合は、あらかじめ1ヶ月前に入所者又はその家族に対し、当該サービ

スの内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとします。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム和光苑

説明者 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

入所者住所 _____

電話 _____

氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

身元引受人住所 _____

電話 _____

氏名 _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。